

令和3年10月1日

ご家族の皆様へ

社会福祉法人パール
特別養護老人ホーム・パール代官山
理事長 新谷 弘子
施設長 入江 祐介

緊急事態宣言後の面会制限について

日頃より、施設の感染予防対策に、ご理解・ご協力を頂き、有難う御座います。
新型コロナウイルス感染症について、10月1日より緊急事態宣言が解除されたところ
です。

国からも、感染予防拡大の観点から、原則として面会を制限しつつ、新たな生活様式に即
した面会方法（オンライン面会、窓越し面会、パーティション越し面会等）への積極的な取
り組みを求められているところです。

つきましては、緊急事態宣言後の面会制限について、下記の通り当法人としての方針を決
定しましたので、ご通知いたします。

ご不便をお掛けしますが、引き続き感染予防対策への、ご理解・ご協力を頂けますよう、
宜しくお願い致します。

記

- 1) 原則、不要不急の面会自粛をお願いします。
- 2) 面会希望の方は、事前の電話予約を頂き、週1回・短時間（15分程度）、1階相談
室にてパーティション越しの面会を対応いたします。
※特養入居者フロアでの面会は禁止とさせていただきます。
※大人数での面会、面会時の飲食、直接的な介助はご遠慮ください。
- 3) 急変時やターミナル期の方の面会は別途対応させていただきます。
- 4) LINEによるオンライン面会は引き続き実施しておりますので、ご連絡下さい。

以上